

制度のイメージ

- 製造過程自動車(いわゆる「キャブ付シャシ」)の型式を認定する制度を策定し、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準への適合性ととも、均一性について判断し、型式認定を行う。
- また、型式認定を行うにあたり、欧州の認証制度を参考として、一部装置型式指定を活用する。
- 当初、荷台を架装した後の状態(完成車)で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車(被けん引自動車及び第五輪荷重を有するけん引自動車を除く。)を対象として制度の運用を開始する。
- 自動車製作者等の責任範囲を明確にし、運輸支局等における新規検査業務の効率化を図る。
- 交通安全環境研究所(自動車審査部)における審査を架装しない半完成車状態で行うことにより、メーカーの架装費用等の削減を図る。

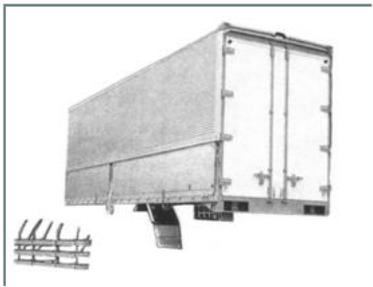
新たな認定制度

キャブ付シャシ



- ①原動機及び動力伝達装置、②走行装置(車輪、車軸等)、③操縦装置、④制動装置、⑤緩衝装置、⑥燃料装置及び電気装置、⑦車枠及び車体(巻込防止装置を除く。)、⑧乗車装置、⑨窓ガラス、⑩騒音防止装置(消音器等)、⑪排出ガス発散防止装置、⑫灯火装置及び反射器(一部仮に装着)、⑬警報装置(警音器等)、⑭視野を確保する装置(後写鏡、窓ふき器)、⑮計器類(速度計等)等

架装物(荷台及び代表的な付属装置)



- ①荷台
- ②巻込防止装置

完成車

